

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例（昭和34年滋賀県条例第31号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第2条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例新旧対照表

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>第1条 省略 （用語の定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで 省略</p> <p>(5) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）<u>第1条第3号</u>に規定する所得をいう。</p> <p>(6) 省略</p> <p>第2条の2以下 省略</p> | <p>第1条 省略 （用語の定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで 省略</p> <p>(5) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）<u>第1条第4号</u>に規定する所得をいう。</p> <p>(6) 省略</p> <p>第2条の2以下 省略</p> |